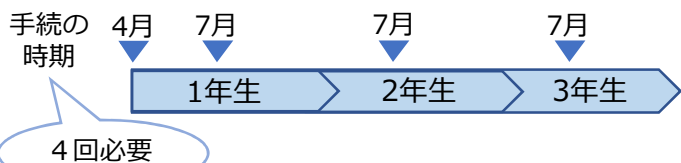


こう　とう　がっ　こう　とう　しゅう　がく　し　えん　きん 高等学校等就学支援金の 申請はマイナンバーで！

今までよりも手続きがグッとカンタンになります (※1)

今までは...

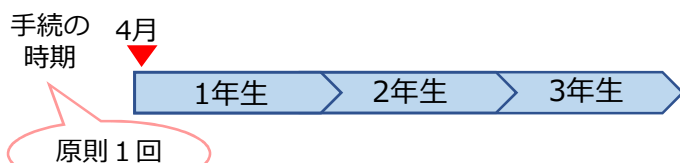


- ・入学時と毎年7月に、書類と保護者の課税証明書等の提出が必要。
- ・課税証明書の取得には1枚当たり300円の手数料も必要。

毎年書類を書いたり、課税証明書を取りに行ったりするのは大変...



マイナンバーを使えば...



入学時にマイナンバーを提出して認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ、**3年間（定時制・通信制は4年間）、原則手続不要。** (※2)

手続回数が減るね！
課税証明書を取りに行く手間もかからなくなる！



必要なもの（いずれかをご用意ください）

①マイナンバーカードの裏面



②通知カード



③マイナンバーが記載された住民票

※住民票記載事項証明書でも可

お住まいの市区町村の役所・役場で取得できます。（手数料が必要）

その他、本人確認のためにマイナンバーカードの表面や、身分証明書のコピー等が必要になる場合があります。詳しくは、学校から配られるお知らせ等を確認してください。

※1...マイナンバー（個人番号）の利用については、都道府県により運用が異なります。

※2...途中で保護者が変わったり、引越等で住所が変わったりした場合は別に手続が必要になることがありますので、すぐに学校へお知らせください。また、一度所得制限に該当した方が、翌7月以降に再度支給を受けようとするときには、再度申請手続が必要です。具体的な手続方法は、各学校にお問合せください。